



「Safework 向上宣言」で魅力ある職場環境を実現！

～企業イメージを向上させ労働災害防止と人材確保・定着に役立てましょう～

宮城労働局では、全産業を対象に「Safework 向上宣言」を取り組みながら、自主的な労働災害防止活動を活性化させ、労働災害防止と必要な人材の確保・定着に繋がる快適な魅力ある職場環境の実現を図っていただくよう指導しています。

(詳細は、こちらの URL から宮城労働局の「Safework 向上宣言サイト」をご覧ください。)

<https://jsite.mhlw.go.jp/miyagi-roudoukyoku/news20200601safeworkkojo-0saimiyagi.html>

当協会では、会員事業場の皆様に対し、この制度に取り組んで、メリットを実感しながら、労働災害防止等にお役立ていただくようお勧めいたします。

この制度は、宮城労働局が示す実施要領に基づいて、次のステップで取り組むものとなっています。

①ステップ1

安全衛生委員会などで内容を検討し、労働者の意見を反映しながら、所定の様式1で「Safework 向上宣言」を作成する。これを、見やすい場所に掲示する等によって事業場内外に宣言しながら、宣言事項に積極的に取り組む。

②ステップ2

様式2「安全衛生管理自己診断」による点検等を実施し、改善等すべき事項がある場合は、その改善に取り組む。

③ステップ3

様式1及び様式3「Safework 向上宣言登録シート」を宮城労働局にメール添付等の方法で提出し、宣言登録等を行う。宮城労働局ホームページ等に掲載することを希望する事業主等は、提出した様式1等は宮城労働局ホームページに掲載される。

<「Safework 向上宣言」登録メリット>

この制度に取り組むことによって、労働災害防止や職場環境の改善に積極的な事業場であることを内外にPRすることによる効果が期待できます。

① 事業場内の見やすい場所への様式1の掲示等

事業主の意思として事業場内に掲示等することによる労働者や取引先等の理解促進、取扱規程に基づいてロゴマークも使用可能

② 宮城労働局等のホームページ上で公開

インターネット上で公開することによるPR効果

③ ハローワーク求人票等に「Safework 向上宣言」事業場である旨を記載

求人票の特記事項欄に記載することによる採用効果

＜Safework 向上宣言の作成の仕方＞

この制度は、労働災害防止等に向けた事業主の意思を表明し、労働災害防止等に取り組む具体的な事項を内外に宣言し、機運醸成を図りながら労働災害防止に役立てていただくことが大切です。

また、これに取り組むことは、労働災害防止や職場環境の改善に積極的な事業場であることを内外にアピールし、必要な人材の確保・定着にも効果が期待できるものです。

宣言に当たっては、期待する効果が現れるものとなるよう、経営トップの安全衛生基本方針と安全衛生年間計画等をもとに、安全衛生委員会等で検討し、労働者の意見を反映しながら、具体的な宣言事項を掲げるようにしましょう。

＜具体的な宣言事項例＞

- ・安全衛生年間計画を作成し、これに基づいた P（計画）・D（実施）・C（評価）・A（改善）サイクルが機能した安全衛生活動を展開する
- ・安全管理者、衛生管理者、安全衛生推進者、各資格者等の職務と権限を明確にし、確実に職務を遂行する
- ・安全衛生委員会等で安全・衛生両面から必要事項を審議し、職場環境を改善する
- ・安全衛生スタッフ、資格者の5年ごとの能力向上教育を計画的に実施する
- ・WEB や実地訓練等を取り入れた自主的な安全衛生教育を計画的に実施する
- ・危険有害業務に従事する労働者の雇入れ時・作業変更時の教育を確実に実施する
- ・健康教育を実施する
- ・健康診断結果は、必要な医師の意見聴取・事後措置を講じて健康管理に活かす
- ・機械設備や作業の危険個所を見える化し、災害リスクを低減する
- ・危険・有害業務について、リスクアセスメントを実施してリスク低減を図る
- ・不安全行動を排除するため、作業手順の作成、作業開始前 KY、作業指揮を確実に行う
- ・高年齢労働者に配慮した職場環境の整備を行う
- ・交通事故防止のため、交通労働災害防止ガイドラインの各事項を確実に実施する
- ・危険・有害業務に応じた保護具の備付と有効保持、確実な使用を徹底する
- ・経営トップ・各管理者等の定期・随時の職場巡視を確実に実施して改善につなげる
- ・職場巡視・4S（整理・整頓・清潔・清掃）活動、KY 活動等による日常的な安全衛生活動を活性化させる
- ・ハラスメント教育や相談窓口を整備する等によってハラスメントのない快適な職場環境を実現する
- ・働く人の声を取り上げるボトムアップの仕組みをつくり、安全衛生活動に反映させる
- ・過重労働防止（時間外労働の上限規制遵守等）に取り組む
- ・メンタルヘルス推進者を選任してメンタルヘルス対策に取り組む
- ・仕事と治療の両立支援に取り組む
- ・喫煙対策に取り組む
- ・職場の新型コロナウイルス感染症対策を確実に実施する

<Safework 向上宣言シート作成例>

宣言日 令和3年〇月〇日



事業場名

労働サービス 株式会社

代表者職氏名

(自筆で署名しましょう)

代表取締役 衛生 太郎

Safework 向上宣言

当社は、安全衛生管理年間計画に基づき、労使一丸となつて、働くすべての人が健康かつ安全に働ける魅力ある職場づくりを進めていきます。

Safework向上のための主な取組事項

- ① 安全衛生スタッフの責任を明確にした安全衛生管理体制を整備し、それぞれの職務を確実に遂行します。
- ② 整理、整頓、清潔、清掃等の基本的取組みを確実に実施します。
- ③ 外部講習等も積極的に活用しながら、管理者・資格者、労働者の安全衛生教育等（能力向上含む）を計画的に実施します。
- ④ 不安全状態・不安全行動を排除するため、作業開始前のKY、声かけを確実に実施します。
- ⑤ 安全衛生に経営資源を投入し、継続的な職場改善に取り組みます。

宮城労働局・各労働基準監督署、中央労働災害防止協会東北安全衛生サービスセンター、建設業労働災害防止協会宮城県支部、陸上貨物運送事業労働災害防止協会宮城県支部、港湾貨物運送労働災害防止協会宮城県支部、林業・木材製造業労働災害防止協会宮城県支部、公益社団法人宮城労働基準協会